

## 福崎町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

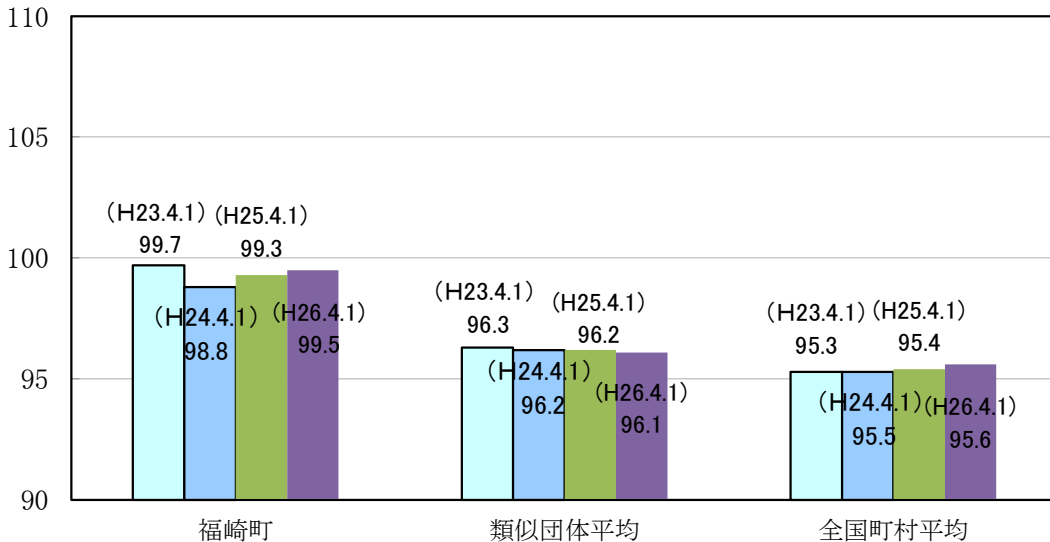
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成25年度	19,536	7,328,236	181,674	1,239,860	16.9	17.9

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
平成25年度	133	482,051	80,622	169,842	732,515	5,508	5,501

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

## (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

## (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し  
【実施】 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号給）及び2級12号給まで号給は引下げなし。3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ。5級、6級に号給に増設した。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福崎町	41.6 歳	322,806 円	384,818 円	349,489 円
兵庫県	44.3 歳	338,000 円	436,666 円	393,936 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	343,565 円	327,931 円

#### ②技能労務職

区分	公務員						民間				参考 A/B
	平均年齢	平均経験年数	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額 (B)	
福崎町	53.7 歳	33.4 年	11 人	337,763 円	360,927 円	346,063 円	—	—	—	—	—
うち運転員	53.9 歳	34.1 年	4 人	349,175 円	380,996 円	355,575 円	自家用乗用自動車運転者	57.5 歳	年	235,900 円	1.48
うち給食調理員	55.6 歳	34.3 年	5 人	334,920 円	339,520 円	334,920 円	調理士	42.4 歳	年	270,800 円	1.24
うち用務員	※ 歳	※ 年	1 人	※ 円	※ 円	※ 円	用務員	54.7 歳	年	19,930 円	—
兵庫県	52.7 歳	— 年	580 人	330,000 円	400,516 円	368,554 円	—	—	—	—	—
国	50.1 歳	— 年	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	— 年	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円	—	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福崎町	—	—	—
うち運転員	5,958,390 円	3,118,300 円	0.00
うち給食調理員	5,399,984 円	3,591,400 円	0.00
うち用務員	※ 円	2,747,000 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
福崎町	41.8 歳	321,043 円	321,971 円	
兵庫県	42.3 歳	356,500 円	415,773 円	中学校・小学校教育職
類似団体	40.7 歳	295,820 円	317,540 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3 個人が特定できる部分については公表しない。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		福崎町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	176,642 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	143,131 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	149,000 円	139,809 円	-
	中学卒	- 円	- 円	-
教育職	大学卒	174,200 円	197,257 円	-
	短大卒	142,100 円	175,372 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

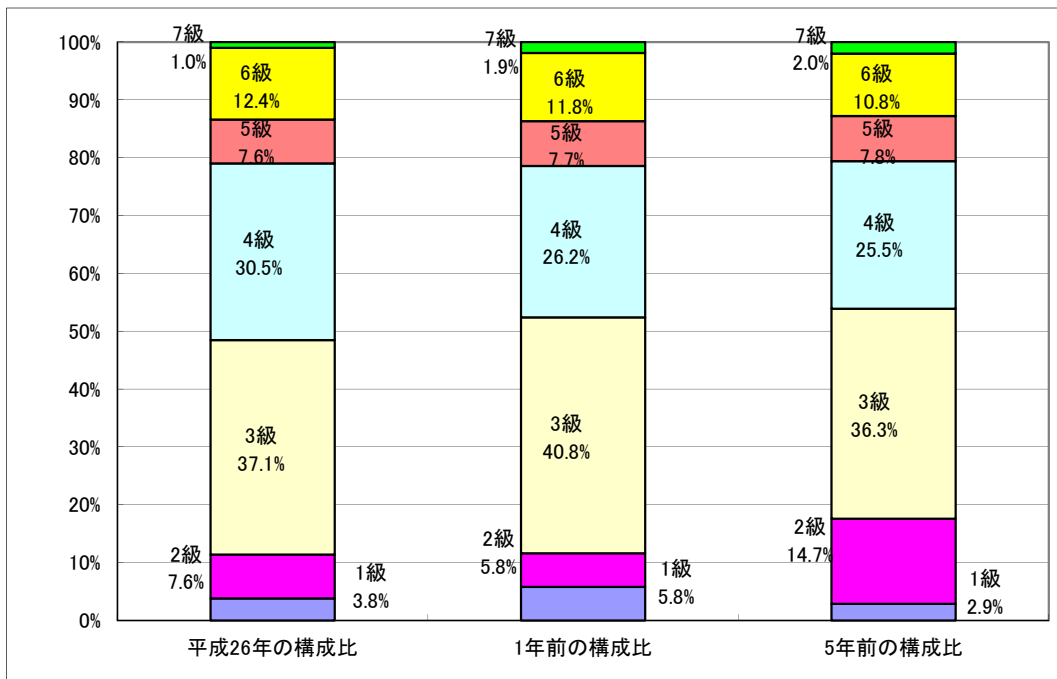
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,700 円	357,300 円	374,000 円	385,100 円
	高校卒	214,500 円	303,800 円	357,300 円	374,000 円
技能労務職	高校卒	205,500 円	271,500 円	306,200 円	334,600 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	265,700 円	357,300 円	374,000 円	385,100 円
	短大卒	214,500 円	303,800 円	357,300 円	374,000 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	町参事	1人	1.0%	367,500円	456,200円
6級	課長・課参事	13人	12.4%	322,100円	422,600円
5級	課長・課参事・副課長	8人	7.6%	290,700円	400,600円
4級	課長補佐・係長・主査	32人	30.5%	263,500円	388,300円
3級	係長・主査	39人	37.1%	224,600円	354,700円
2級	主事	8人	7.6%	187,700円	308,000円
1級	主事	4人	3.8%	137,600円	244,900円

- (注) 1 福崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年1月1日から、1級・2級を1級とし、3級を2級とし、4級・5級を3級とし、6級を4級とし、7級を5級とし、8級を6級とし、新たに7級を設けた新給料表に移行している。

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年度では昇給への勤務成績の反映は行わなかった。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

福崎町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,277 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,803 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 ) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 ) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成25年度では勤勉手当への勤務成績の反映は行わなかった。
-------------------------------

##### (2) 退職手当 (26年4月1日現在)

福崎町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	12,590 千円	25,922 千円		1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		99.5	
(ラスパイレース指数)		(99.5)	

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		29 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		4,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		4.5 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の作業に係る場合支給	一般職員	29,000円	日額1,000円

(注) 平成23年度から衛生業務手当、特殊現場作業手当、運転業務手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	31,520 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	287 千円
支給実績(24年度決算)	27,543 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	246 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者13,000円、配偶者がいない場合の親族の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	12,443 千円	214,526 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	5,560 千円	9,261 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	15,538 千円	122,346 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	15,532 千円	675,312 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。23,000円	同じ	—	0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給料月額等			
給 料	町 長	830,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		( ) 円	854,000 円/	492,000 円	
報 酬	副 町 長	673,000 円	710,000 円/	468,000 円	
		( ) 円			
報 酬	議 長	356,000 円	420,000 円/	230,000 円	
	副 議 長	265,000 円	360,000 円/	180,000 円	
	議 員	245,000 円	345,000 円/	157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)			
	副 町 長	3.90	月分		
期 末 手 当	議 長	(25年度支給割合)			
	副 議 長 議 員	3.90	月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料×勤続期間(月)×41/100	1,633 万円	任期毎	
		給料×勤続期間(月)×25/100	808 万円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 平成26年度から、町長、副町長、教育長の期末手当の役職加算(基礎額の10%)カットを廃止した。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

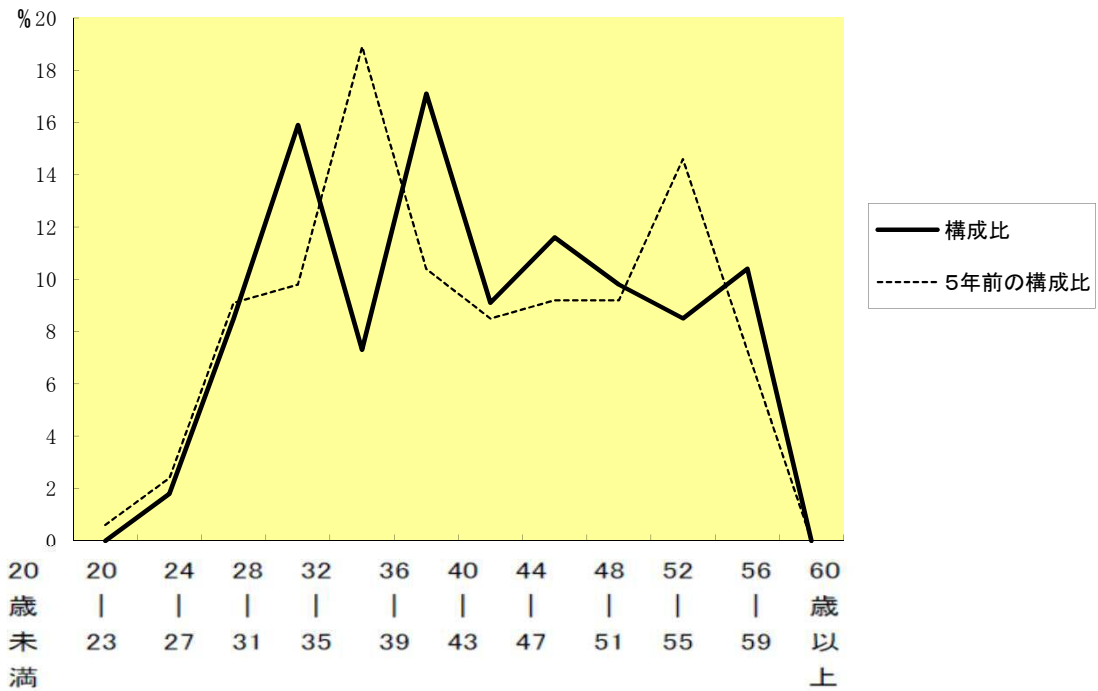
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	非常勤職員化 土木職の採用
		総 務	32	32	0	
		税 務	8	8	0	
		民 生	43	41	△ 2	
		衛 生	11	11	0	
		農 林 水 産	9	10	1	
		商 工	2	2	0	
	土 木	13	13	0		
		計	121	120	△ 1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 61.47 人 ( 類似団体の人口1万人当たり職員数 70.03 人 )
		教 育 部 門	37	37	0	
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	158	157	△ 1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 80.42 人 ( 類似団体の人口1万人当たり職員数 89.01 人 )	
公営企業会計等部門	水 道	7	5	△ 2	1人を非常勤職員化、1人を下水道部門へ移管 水道部門から移管	
	下 水 道	7	8	1		
	そ の 他	10	10	0		
	小 計	24	23	△ 1		
合 計		182 [ 200 ]	180 [ 200 ]	△ 2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 92.20 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	5人	13人	22人	15人	25人	18人	21人	12人	15人	18人	人	164人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		113	118	116	118	121	120	7 ( 6.2 % )
教育		46	38	39	36	37	37	△ 9 ( △ 19.6 % )
普通会計		159	156	155	154	158	157	△ 2 ( △ 1.3 % )
公営企業等会計		25	26	26	26	24	23	△ 2 ( △ 8.0 % )
総合計		184	182	181	180	182	180	△ 4 ( △ 2.2 % )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 25年度	266,887	57,949	41,290	15.5	13.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	6	20,881	6,190	7,479	34,550	5,758

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

###### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
減額措置の内容	
(給料) 給料月額減額	
一般行政職	技能労務職
7級 9.1%減額	2級81号給以上 7.1%減額
3～6級 7.1%減額	1級93号給以上 7.1%減額
	2級1号給から2級80号給まで 4.1%減額
1、2級 4.1%減額	1級1号給から1級92号給まで 4.1%減額
【ラスパイレス指数 H25.4.1(107.6)、参考値(99.3)、減額時点(100.0)】	
(手当)	・管理職手当 従前行ってた支給率減額を廃止し、支給額を10%減額
	・期末・勤勉手当(12月支給分)の減額 9.77%減額

###### (その他)

平成26年度から、管理職手当の支給率減を廃止した。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福崎町	41.09 歳	312,800 円	420,047 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

福崎町水道事業				福崎町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(25年度)				1人当たり平均支給額(25年度)			
1,188		千円		1,277		千円	
(25年度支給割合)				(25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
( 1.45 ) 月分		( 0.65 ) 月分		( 1.45 ) 月分		( 0.65 ) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~10%				・役職加算 5~10%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(26年4月1日現在)

福崎町水道事業				福崎町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置				定年前早期退職特例措置			
(2%~20%加算)				(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	- 千円	千円		1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

#### エ 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,755 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	459 千円
支給実績(24年度決算)	2,560 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	512 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者13,000円、配偶者がいない場合の親族の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	1,508 千円	377,000 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	384 千円	128,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	787 千円	196,750 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	756 千円	755,838 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。23,000円	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 25年度	千円 19,504	千円 5,583	千円 7,097	% 36.4	% 35.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 25年度	人 1	千円 3,856	千円 591	千円 1,392	千円 5,839	千円 5,839

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,084

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
減額措置の内容	
(給料) 給料月額減額	
一般行政職	技能労務職
7級 9.1%減額	2級81号給以上 7.1%減額
3～6級 7.1%減額	1級93号給以上 7.1%減額
	2級1号給から2級80号給まで 4.1%減額
1、2級 4.1%減額	1級1号給から1級92号給まで 4.1%減額
【ラスパイレス指数 H25.4.1(107.6)、参考値(99.3)、減額時点(100.0)】	
(手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当 従前行っていた支給率減額を廃止し、支給額を10%減額</li> <li>期末・勤勉手当(12月支給分)の減額 9.77%減額</li> </ul>

(その他)

平成26年度から、管理職手当の支給率減を廃止した。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福崎町	44.50 歳	370,500 円	551,083 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.2 歳	336,716 円	507,948 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ア 期末手当・勤勉手当

福崎町工業用水道事業				福崎町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(25年度)				1人当たり平均支給額(25年度)			
1,538		千円		1,277		千円	
(25年度支給割合)				(25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.35	月分	2.60	月分	1.35	月分
( 1.45 )	月分	( 0.65 )	月分	( 1.45 )	月分	( 0.65 )	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~10%				・役職加算 5~10%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

福崎町工業用水道事業				福崎町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置				定年前早期退職特例措置			
(2%~20%加算)				(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	- 千円	千円		1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	183 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	183 千円
支給実績(24年度決算)	209 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	209 千円

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者13,000円、配偶者がいない場合の親族の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	294 千円	294,000 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	30 千円	30,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	84 千円	84,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。23,000円	同じ	—	0 千円	0 円